

■ 2023年4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります。

《現在》

月 60 時間超の残業割増賃金率	
大企業	50%
中小企業	25%



《改正後》 2023年4月1日施行

月 60 時間超の残業割増賃金率	
<b>大企業、中小企業ともに50%</b>	

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>25%</b>

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>50%</b>



2023年（令和5年）4月1日施行です。  
不明な点は各労働基準監督署にお問い合わせください。

【問合せ先】 富山労働局監督課 電話 076-432-2730